

# 令和4年度採用 登別市会計年度任用職員募集要項

## 1. 募集職種及び勤務条件等

別表のとおり

### 補 足

- ・すべての職種に年齢要件はありません。
- ・表中の報酬のほかに、費用弁償（通勤にかかる費用。勤務地まで片道2km以上の方が対象）、時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当（該当の職種のみ）があります。
- ・社会保険の加入要件に該当する職種は、健康保険、厚生年金及び雇用保険の保険料を報酬から控除します。
- ・厚生年金等を受給している場合、給与収入により年金額の一部が減額されることがあります。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
- ・勤務条件等は現在の計画案に基づくものであるため、変更が生じる可能性があります。

## 2. 任用期間

別表のとおり

※任用の日から1か月は条件付き採用であり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

## 3. 再度の任用について

再度の任用はありません。

## 4. 申込方法

専用の申込書に必要事項を記入の上、選挙管理委員会事務局（市役所第2庁舎1階）まで持参、もしくは郵送してください。

- ・申込書配布場所 選挙管理委員会事務局又は人事グループ
- ・申込期限 随時（予告無く締め切る場合がございます）

※受付は9時～17時00分。

※土・日曜日、祝日は受け付けません。

※併願はできません。

※別表の「必要資格等」の欄で免許や資格を記載している場合は、資格証等の写しを添付してください。（資格証等の氏名が旧姓等の場合は、旧姓が確認できるものを併せて添付してください。）

## 5. 試験について

- ・ 試験方法 面接試験及び書類選考
- ・ 試験日時 個別にご連絡します
- ・ 場 所 登別市役所

## 6. 試験の結果について

面接後、受験者全員に合否を文書で通知します。

## 7. 欠格条項について

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する方は、受験できません。

※地方公務員法抜粋

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

など

## 8. その他

申込書の受理をもって正式な申し込みとなります。また、採用者が決定次第予告なく募集を締め切ります。

## 9. 問い合わせ

登別市中央町6丁目11番地

登別市選挙管理委員会事務局（市役所第2庁舎1階）

TEL (0143) 85-9143